



神戸検審第90号

平成16年4月23日

審査申立人 有馬正春 外14名
代理人 弁護士 渡部吉泰 殿

神戸検察審査会

議決結果について（通知）

平成15年3月10日に審査申立てがありました業務上過失致死傷被疑事件について、当検察審査会は平成16年4月14日下記のとおり議決しましたので検察審査法第40条により通知します。

記

事 件 番 号	平成15年（申立）第10号
被 疑 者 氏 名	永 田 裕， 榊 和 暁
不起訴処分をした検 察官の官職及び氏名	神戸地方検察庁 検察官 検事 小畑勝義
議 決 の 趣 旨	被疑者兩名について、本件不起訴処分は不当であり、 起訴を相当とする。

議決理由の要旨

本件申立書及び申立人提出資料並びに不起訴記録を精査し、慎重に審査した結果、

- (1) 本件雑踏事故の発生は、明石市主催の本件夏まつりの開催に伴う警備計画策定段階において、多数の参集者による雑踏事故発生の危険性に対して、その防止対策が不十分であったことが最大の原因であると考えられる。

被疑者兩名は、同警備計画の策定時には、明石警察署の最高責任者及びこれを補佐する立場にある者として、同計画決定に深く関与していた

ことが関係資料からも明らかである。

また、同署においては、「雑踏警備に関することは地域課の所管事項」であるとして、主催者側に対して適切な指導を怠り、責任を転嫁しているが、本件事故発生当日、同署警備本部の本部長及び副本部長として、統括指揮し、同本部に設置されたモニターで本件歩道橋南側階段付近を確認し、さらに、現地警備本部からは現場の状況について無線連絡を受けるなどして、現場の状況把握及び現地地域官らに対する監督をしていたのであるから、警備本部長及び副本部長として、その責任を負うべきものと考えらる。

しかも、本件事故当日、多数の参集者が予想され、雑踏事故が発生する危険性が予測されていたのに、現地警備本部からの状況報告等について、警備本部の統括責任者及びこれを補佐する者として、配下の部下に適切な指示を与えていれば、本件事故を防止できたことは関係資料等からも明らかである。

- (2) 上記のとおり、危険認識時における具体的な処理要領が規定されておらず、極めて不十分な警備計画に基づいて実施された雑踏警備であったと思料せざるを得ない。

被疑者兩名は、最高責任者及びこれを補佐する者として、主催者側に対し適切な指導及び部下に対して適時の指示をすべきであったのに、事故発生の可能性について、これがないものと轻信し、前記指導及び指示を怠った結果、本件大事故を生ぜしめた。

よって、上記検察官がした、被疑者兩名に対する「不起訴処分」（嫌疑不十分）の裁定には納得できないので、前記趣旨のとおり議決する。

※ この通知は、申立本人らには送付しておりませんので、宜しくお取り計らいください。